

東濃西部 消費生活相談のあれこれ

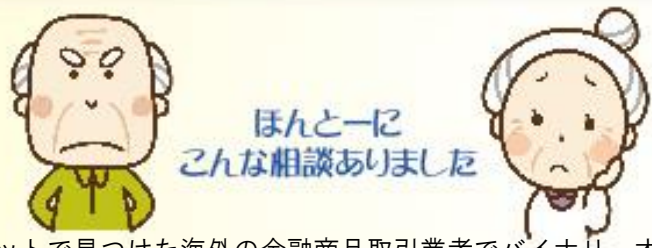
No.46

発行：東濃西部広域行政事務組合

靈感商法・開運商法

これらの商法は『開運グッズの購入をきっかけに、さらに運気が上がるといってより高額な商品の購入を迫る』『人の悩みに付け込んで、悩みを取り除くための「祈祷サービス」契約を結ばせる』『メールで占いをしてもらい、不安をおおる内容で有料のやり取りを強要する』といった内容のことをさします。最初のきっかけは、折り込み広告や雑誌の広告、ネットの占いサイトなどが多いですが、最近では個人のコミュニティサイトからという事例もあり、そんなつもりはなかったという相談もありました。

人は誰でも悩みを持っていて、何かに頼りたい気持ちになるものです。信仰や占いを信じるのが悪いわけではありません。ただ、それだけで悩みを解決することは困難です。悩みを解決するつもりが、悩みにつけ込まれて被害に遭う場合があるので、十分注意するようにしましょう。



ネットで見つけた海外の金融商品取引業者でバイナリーオプションという取引をして、損失を出した。ネットで事業者をいろいろ検索すると、金融取引業の登録をしていない事業者だった。

海外事業者であっても、日本で金融商品業を行う場合は、金融商品取引法にしたがった登録が必要です。違反した場合、罰則対象になります。契約する前に登録の有無を確認しましょう。確認は金融庁HP「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」でできます。また、バイナリーオプション取引について、国民生活センターHPにトラブル事例についての注意喚起がなされています。是非ご覧ください。

http://www.kokusengo.jp/news/data/n-20140904_1.html

7月の相談件数

新規・継続合計 (■=10件 ■=1件)

店舗購入	■■■■ 13件
訪問販売	■■■■■■■■ 9件
訪問購入	■ 1件
通信販売	■■■■■■■■■ 35件
連鎖販売	■ 1件
電話勧誘	■■■■■ 6件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明	■■■■■ 6件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間 / 10:00 ~ 16:00
相談 / 原則予約制
※原則、相談は生活圏ですが、生活圏以外の窓口を利用することもできます。

相談料 / 無料
予約 / 相談を受けたい窓口

月・木曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1111

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業